

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 28 年 8 月 10 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1600126号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1600065号

第1 結論

請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間に係る標準賞与額については、それぞれ別表の第2欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる請求期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第1欄に掲げる請求期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年6月24日
② 平成15年12月12日
③ 平成16年7月6日
④ 平成16年12月7日
⑤ 平成17年7月12日
⑥ 平成17年12月8日
⑦ 平成18年7月19日
⑧ 平成18年12月14日
⑨ 平成19年7月11日
⑩ 平成19年12月11日
⑪ 平成20年7月8日
⑫ 平成20年12月17日
⑬ 平成21年7月8日

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社から支給された標準賞与額の記録が無い。請求期間に賞与が支給されていたので、調査の上、請求期間の標準賞与額を訂正し、年金額に反映させてほしい。

第3 判断の理由

- 1 別表の第1欄に掲げる請求期間のうち、①から⑧までについて、請求者から提出された預金通帳の写し、請求者の賞与振込先の金融機関から提出された預金元帳の写し、請求者の同僚から提出された当該同僚の賞与明細書の写し及び事業主の回答等から、請求者は、当該期間に賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、別表の第1欄に掲げる請求期間のうち、①から⑧までの標準賞与額については、上記の預金通帳の写し、預金元帳の写し及び同僚の賞与明細書の写し等から推認される賞与額又は厚生年金保険料控除額から、別表の第2欄に掲げる標準賞与額とすることが妥当である。

- 2 別表の第1欄に掲げる請求期間のうち、⑨、⑫及び⑬について、請求者から提出された賞与明細書の写し及び預金元帳の写しにより、請求者は当該期間に別表の第2欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

別表の第1欄に掲げる請求期間のうち、⑩及び⑪について、上記賞与明細書の写し等により、請求者は、⑩に40万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、39万1,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料(2万9,284円)を、⑪に46万5,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、45万5,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料(3万4,043円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、別表の第1欄に掲げる請求期間⑩及び⑪に係る標準賞与額については、上記賞与明細書の写し等を基に算出した厚生年金保険料控除額から、それぞれ別表の第2欄に掲げる標準賞与額とすることが必要である。

- 3 なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑬までについて、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑬までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別表

第1欄	第2欄
請求期間	標準賞与額
① 平成15年6月24日	45万8,000円
② 平成15年12月12日	53万5,000円
③ 平成16年7月6日	53万6,000円
④ 平成16年12月7日	55万8,000円
⑤ 平成17年7月12日	37万1,000円
⑥ 平成17年12月8日	40万5,000円
⑦ 平成18年7月19日	39万3,000円
⑧ 平成18年12月14日	41万8,000円
⑨ 平成19年7月11日	40万8,000円
⑩ 平成19年12月11日	39万1,000円
⑪ 平成20年7月8日	45万5,000円
⑫ 平成20年12月17日	40万4,000円
⑬ 平成21年7月8日	42万1,000円

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1600143号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1600066号

第1 結論

請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑬までに係る標準賞与額については、それぞれ別表の第2欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる請求期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第1欄に掲げる請求期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年6月24日
② 平成15年12月12日
③ 平成16年7月6日
④ 平成16年12月7日
⑤ 平成17年7月12日
⑥ 平成17年12月8日
⑦ 平成18年7月19日
⑧ 平成18年12月14日
⑨ 平成19年7月11日
⑩ 平成19年12月11日
⑪ 平成20年7月8日
⑫ 平成20年12月17日
⑬ 平成21年7月8日

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社から支給された標準賞与額の記録が無い。請求期間に賞与が支給されていたので、調査の上、請求期間の標準賞与額を訂正し、年金額に反映させてほしい。

第3 判断の理由

別表の第1欄に掲げる請求期間のうち、①、②、③、④、⑤、⑧、⑨、⑫及び⑬について、請求者から提出された賞与明細書の写し、同僚から提出された当該同僚に係る賞与明細書の写し及び預金通帳の写し並びにA社の回答等により、請求者は、当該期間に別表の第2欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、別表の第1欄に掲げる請求期間のうち、⑥、⑦、⑩及び⑪について、上記賞与明細書の写し等により、請求者は、請求期間⑥に27万8,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、27万2,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料(1万9,368円)を、請求期間⑦に27万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、26万4,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料(1万8,811円)を、請求期間⑩に27万7,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、27万1,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料(2万279円)を、請求期間⑪に33万1,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、32万4,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料(2万4,233円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、別表の第1欄に掲げる請求期間⑥、⑦、⑩及び⑪に係る標準賞与額については、上記賞与明細書の写しにおける保険料控除額から、それぞれ別表の第2欄に掲げる標準賞与額とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑬までについて、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑬までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別表

第1欄	第2欄
請求期間	標準賞与額
① 平成15年6月24日	23万4,000円
② 平成15年12月12日	26万6,000円
③ 平成16年7月6日	22万5,000円
④ 平成16年12月7日	24万7,000円
⑤ 平成17年7月12日	25万円
⑥ 平成17年12月8日	27万2,000円
⑦ 平成18年7月19日	26万4,000円
⑧ 平成18年12月14日	27万7,000円
⑨ 平成19年7月11日	27万2,000円
⑩ 平成19年12月11日	27万1,000円
⑪ 平成20年7月8日	32万4,000円
⑫ 平成20年12月17日	36万1,000円
⑬ 平成21年7月8日	37万8,000円

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1600040号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1600068号

第1 結論

- 1 請求期間のうち、請求者のA社における平成18年9月1日から平成20年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成18年9月から平成19年8月までの標準報酬月額については17万円から41万円、同年9月から平成20年8月までの標準報酬月額については16万円から41万円とする。

平成18年9月から平成20年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

- 2 請求期間のうち、請求者のA社における平成20年9月1日から平成22年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成20年9月から平成22年8月までの標準報酬月額については16万円から32万円とする。

平成20年9月から平成22年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年9月から平成22年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年9月1日から平成22年9月1日まで

厚生年金保険の記録を確認したところ、私がA社に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額が給与支給額に比べて低額となっている。調査の上、請求期間に係る標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成18年9月1日から平成20年9月1日までの期間については、A社に係るオンライン記録において、請求者の当該期間の標準報酬月額は、当初41万円と記録され

ていたところ、平成20年2月22日付けで、平成18年9月1日及び平成19年9月1日の定時決定が取り消され、平成18年9月1日に遡及して同年9月から平成19年8月までの標準報酬月額については41万円から17万円、同年9月から平成20年8月までの標準報酬月額については41万円から16万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、請求者と同様、当該事業所の事業主及び当時事業所に勤務していた2名の同僚についても、平成20年2月22日付けで、平成18年9月1日及び平成19年9月1日の定時決定が取り消され、平成18年9月1日に遡及して標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

さらに、事業主から提出のあった請求者の給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料（以下、「事業主提出資料」という。）によると、平成18年9月1日から平成20年9月1日までの期間について、請求者は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受けていることが確認できる。

加えて、年金事務所が保管する滞納処分票により、平成20年2月当時、当該事業所において厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成20年2月22日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものととは考え難く、請求者について平成18年9月1日に遡及して標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理は有効なものであったとは認められない。

したがって、請求者の請求期間のうち、平成18年9月1日から平成20年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、当初記録されていた41万円に訂正することが必要である。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成20年9月1日）で16万円と記録されているところ、当該処理については、遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所（当時）の処理が不合理であったとは言えない。

- 2 請求期間のうち、平成20年9月1日から平成21年12月1日までの期間及び平成22年4月1日から同年6月1日までの期間については、事業主提出資料及び年金事務所が保管する請求者に係る平成22年健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に添付された給与明細一覧表（写）により、請求者が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（16万円）を超える報酬月額（31万9,220円）の支払を受け、報酬月額に見合う標準報酬月額（32万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間のうち、平成21年12月1日から平成22年4月1日までの期間及び同年6月1日から同年9月1日までの期間については、事業主提出資料、上記給与明細一覧表（写）、年金事務所が保管する請求者に係る平成23年健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に添付された賃金台帳（写）及び事業主の陳述等から、請求者が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（16万円）を超える標準報酬月額（32万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。以上のことから、請求者の平成21年12月から平成22年3月までの期間及び同年6月から同年8月までの

期間の標準報酬月額については、それらの資料から 32 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 20 年 9 月から平成 22 年 8 月までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届等を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）に対し提出しておらず、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成 20 年 9 月から平成 22 年 8 月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。